

観光パンフレット作成等業務委託仕様書

- 1 名 称 観光パンフレット作成等業務委託
- 2 実施場所等 J R 東日本の主要駅及び我孫子市商業観光課内
- 3 期 間 契約締結日から令和5年2月28日まで

4 内 容

(1) 目 的

我孫子市内の魅力的なスポットを紹介する市公式の情報ツールとして観光パンフレットを作成し、我孫子市への誘客を図ることを目的として、「小さな旅」を4万部作成し、J R 東日本の首都圏の主要駅に設置する。また、我孫子市の配布用として表紙を変更した同じ内容のパンフレットを2万部作成し、納品する。

(2) 概 要

①取 材

ア 我孫子市として発信したい内容を発注者と協議し、観光施設、我孫子市ふるさと産品などの取材、写真撮影、記事制作を行うこと。

②編 集

- ア ページ数は32ページ程度とする。
- イ ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ウ 画像を多用して、効果的な記事編集、デザイン制作を行うこと。
- エ J R 東日本の「小さな旅」の規格を満たすこと。
- オ 表紙及び裏表紙は、J R 版「小さな旅」と我孫子市版の2種類を作成すること。
- カ 最終ページに掲載施設等の場所を記した地図を蛇腹折りで差し込むこと。
- キ 発注者及びJ R 東日本の両者と色校正を含む計3回校正確認を行うこと。
- ク 校了の際は発注者の確認を必ずとること。

③印刷・製本

- ア J R 版「小さな旅」として4万部を印刷・製本すること。
- イ 我孫子市版として2万部を印刷・製本すること。

④配 送

ア JR版「小さな旅」は、JR東日本と調整の上、JR田端駅に搬入すること。

イ JR版「小さな旅」は、JR東日本の主要駅80駅程度に設置を予定しているため、段ボール梱包の上から各駅単位で宛名書きをし、十字に紐掛けをすること。なお、詳細については、JR東日本の指示に従い、調整を図ること。

ウ 我孫子市版については、商業観光課に納入すること。

5 観光パンフレットの仕様

(1) 仕上がり

サイズ：257mm×110mm又は同程度

製 本：中綴じ＋一部蛇腹折り

(蛇腹部分は見開き257mm×550mm又は同程度)

(2) ページ数

32ページ程度

(蛇腹部分は257mm×110mmを1ページ換算とする。)

(3) 用紙

上質マットコート四六90.0kg相当又は同等品

(4) 色

4C×4C印刷 (フルカラー)

6 納入品

(1) 観光パンフレット「小さな旅」 4万部

(2) 観光パンフレット我孫子市版 2万部

(3) 観光パンフレット我孫子市版の電子データ

(イラストレータ形式またはEPS形式、なお、詳細は発注者と別途調整とする。)

7 一括再委託の禁止

業務の全部又は主要な部分若しくはおおむね契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせることは、原則禁止する。

(1) 主要な部分等の考え方

ア 主要な部分 (再委託できないもの)

(ア) 当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務

(イ) 当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務

- イ 第三者が行っても差し支えない業務（承諾を得て再委託できるもの）※
 - （ア） 当該業務を行うに当たり必要なものではあるが、附随的な業務
 - （イ） 当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務
- ウ 軽微な業務（承諾を要せずに再委託できるもの）

具体的な例は次のとおり。

コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ちなど容易に扱える簡易な業務

(2) 契約金額による判断

おおむね契約金額の2分の1以上に相当する業務の再委託は「一括再委託」に該当するものとし、原則禁止する。

※ 「イ 第三者が行っても差し支えない業務（承諾を得て再委託できるもの）」について再委託しようとするときは、書面による承諾手続を必要とする。

8 その他

- (1) 成果品の著作権、版權、所有権は我孫子市に帰属する。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。

9 担当課

我孫子市 環境経済部 商業観光課

TEL 04-7185-1111

FAX 04-7185-2215